

○東京藝術大学情報セキュリティ委員会規則

〔平成28年10月20日
制 定〕

(設置)

第1条 この規則は、東京藝術大学情報セキュリティ管理規則（以下「管理規則」という。）第6条の規定に基づき、東京藝術大学情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティ対策の企画・整備・実施に関すること
- (2) 情報セキュリティの実施状況調査に関すること
- (3) 情報セキュリティに関する教育に関すること
- (4) その他情報セキュリティに関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報セキュリティ統括責任者（以下「CISO」という。）
- (2) 全学情報システム・セキュリティ責任者
- (3) 部局情報保護管理責任者
- (4) 情報セキュリティについて専門的知識を有する者（学外者を含む。）のうち、CISOが指名する者 若干人

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、CISOをもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、全学情報システム・セキュリティ責任者をもって充てる。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、委員長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、専門的事項について審議を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会に関する事務は、附属図書館事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。